

第 1 回
新地方分権構想検討委員会

平成18年1月13日

中川全国知事会事務総長

地方自治確立対策協議会に設けられております地方分権改革推進事務局の局長を仰せつかっております、全国知事会事務総長の中川でございます。委員長が選任されますまでの間、進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料のご確認をいただければと思っておりますが、封筒の中に入っております資料が1から6まで6種類ございます。新地方分権構想検討委員会の設置要綱、組織図、新地方分権構想検討委員会の委員名簿、「三位一体の改革」の状況について、「地方分権21世紀ビジョン懇談会」等について、新地方分権構想検討委員会における検討項目等を検討するためのたたき台、ございますのでご確認をいただきまして、漏れがございましたらご指示をいただければと思っております。

それでは、ただいまから第1回新地方分権構想検討委員会を開催をいたします。

本委員会の設置要綱は事前にお送りしておりましたが、改めてお手元に配付をいたしております。この要綱に基づきまして委員会を進めることといたしたいと思っております。

本委員会は、この要綱の中にございますように、公開ということになっておりますので、各委員の皆様のご理解を賜りたいと思っております。

また、委員への委嘱状につきましては、大変申しわけございませんが、委員の皆様のお手元に配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事次第に従って進めさせていただきますが、まず本日お集まりいただきました委員の皆様を私からご紹介を申し上げたいと思っております。五十音順にご紹介をさせていただきます。

読売新聞東京本社解説部次長、青山彰久委員でございます。

鹿児島市社会福祉協議会会長、前鹿児島市長、赤崎義則委員でございます。

関西分権改革推進委員会座長、関西経済連合会常任理事、井上義國委員でございます。東京大学名誉教授、大森彌委員でございます。

今、ちょっと遅れて起こしになります上智大学教授の小幡純子委員でございます。

次に、地方財政審議会委員の木村陽子委員でございます。

特定非営利活動法人言論NPO代表、工藤泰志委員でございます。

関西学院大学大学院経済学研究科教授、小西砂千夫委員でございます。

ちょっと遅れておられますが、作家・元経済企画庁長官の堺屋太一委員。

慶應義塾大学教授、榊原英資委員でございます。

東京大学大学院経済学研究科教授、神野直彦委員でございます。

朝日新聞社論説委員、坪井ゆづる委員でございます。

北海道大学公共政策大学院院長、宮脇淳委員でございます。

明治大学大学院ガバナンス研究科教授、山下茂委員でございます。

本日はご欠席ですが、このほか日本青年会議所会頭の池田佳隆委員。早稲田大学大学院公共経営研究科教授の北川正恭委員がメンバーにご参加をいただいているところでございます。

また、本日は地方六団体から麻生全国知事会会長、川上全国都道府県議会議長会副会長、山出全国市長会会長、国松全国市議会議長会会長、川股全国町村議会議長会会長もご出席でございます。

また、増田岩手県知事も出席をいただいております。

それでは、地方六団体を代表いたしまして、麻生全国知事会会長からごあいさつをお願いいたします。

麻生全国知事会会長

全国知事会長の麻生でございます。地方六団体、私どもも一致協力して分権改革を進めているわけですが、この六団体を代表しまして皆様方にあいさつをいたしたいと思えます。

このたびはこの地方分権の新しい構想をつくる委員会に皆様方快くご就任をいただきました。大変お忙しい中に委員会委員を引き受けていただきましたことにつきまして心からお礼を申し上げます。

この委員会でございますけれども、今後私ども六団体共通の基盤の上に分権改革を進めていくにつきまして六団体としてビジョンをつくっていかなくてはいけない、これをつくるためにももちろん私ども内部でもいろいろな議論をいたしますけれども、ぜひ委員の皆様方の幅広いご意見、これもいただきながらつくってまいりたいということをお願いをしたわけでございます。

分権改革につきましては、三位一体1期の改革、これが昨年末に決着をいたしました。この中身につきましては改めてご説明するまでもないわけでありまして、3兆円という大規模な税源移譲は実現をいたしましたけれども、それに対応いたします補助金あるいは負担金の改革、なかなか私どもが求めていた思い切って地方の創意を生かす自由度の高い形での移管がなされないというような状況でございました。

そして、政府与党の合意におきましても、分権改革には終わりが無いんだという明確な確認をなされ、そして国と私どもの協議の場、これも今後引き続いてやっていく。分権改革を今後ともやっていくということは広範な合意が得られたわけでございます。

しかし、それでは今後の分権改革、私どもは2期改革とっておりますけれども、これをどのように進めていくのかということにつきましては、一昨年の段階では3兆円の税源移譲に対しましてさらに5兆円という大きな税源移譲を求めていこうという大枠は

出しておったわけでございますけれども、その後のいろいろな情勢を見ますと、さらにもっと柔軟な形での分権構想をつくる必要があるというふうに痛感をいたしているわけでございます。

特に国と地方の役割、あるいは地方の中でも県・市町村の役割の分担、こういうことにつきましては非常な勢いで私ども社会の中身が変わっております。そしてまた、人口減少の状況を見ましても地域的に非常に差が出ておるとい状況でありますし、一方でグローバルイゼーションということがどんどん進んでおるとい状況でございます。そういう中で、やはりこの三者の役割分担ということをもう一度しっかり見直し、また提案をしていくということが不可欠であるということ痛感をいたしておるわけでございます。

それに加えます、税財源の問題、地方税制あるいは税源移譲あるいは交付税改革、これは今私どもの財政事情が非常に厳しくなっておりますが、そういう中でどのように健全な、しかししっかりした行政サービスが提供できるか、この体制をつくっていかなければいけないわけでございます。

一方で、いろいろ権限の自治事務というようなことで移譲がなされておりますけれども、いろいろな制約、法律的あるいは事実上の通達等々の制約があって実質的にはなかなか自由度が発揮できないという状態もありますから、自由度という点からいいますと、もっと創意工夫が生かせるような制度的な枠組みをつくっていかなければいけないのではないかというようにも思っているわけでございます。

これまでの改革は三位一体という名前でやってまいりました。そして、私どもは当然今後とも我々の地方行政、思い切って改革をしていく、さらに満足度の高い行政をしていかななくてはいけない、そのための自己改革を大いにやっていかなければいけないと思っております。今後進めるに当たりましてはもっと国民の皆さんにわかりやすい形での発信をしていくということが非常に大事であるというふうにも痛感をいたしております。その意味で、私どもはやはり新しい分権日本像を示していくということをやってまいりたいと思っている次第でございます。

一方で、昨日は竹中総務大臣の「地方分権 21世紀ビジョン懇談会」が開かれるということでございました。国あるいは総務大臣は総務大臣として次の分権改革の方向を見たいという努力をされておられます。一方で、経済財政諮問会議、こちらの方でも地方財政、交付税の改革を目指したワーキンググループが置かれるということでございまして、これの1つの集約点は恐らく6月の骨太の方針ということになってこようかと思っているわけでございます。ここにめがけていろいろな方々がこのように非常に積極的に地方分権について研究をし、発言をするということは大変ありがたいことだと思

っています。

このような中でこの委員会に1年の形で検討をお願いいたしておりますけれども、中間的にはこの6月の骨太の方針ということも意識し、またこれに対してしっかりした我々の立場を表明していくということも必要だろうと思っておりますから、その意味でも大変集中的な審議をお願いするということになるわけですが、このような考え方でございますから、ぜひ委員の先生方、新しい分権社会づくりのために私どもに大いに知恵を授けていただき、また新しいビジョンにつきましての助言をいただきますことを心からお願いを申し上げましてごあいさつといたします。

ありがとうございました。

中川全国知事会事務総長

ただいまご到着になりました堺屋太一委員をご紹介します。

それでは、続きまして、委員長を選任をお願いいたします。当委員会設置要綱に基づきまして、委員長は委員の互選により選任することとなっておりますが、どなたかご発言ございますでしょうか。どうぞ。

木村委員

神野先生をお願いしたいと思います。

中川全国知事会事務総長

ただいまご発言ございましたように、神野委員に委員長をお願いしてはということですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川全国知事会事務総長

それでは、異議がないということで、委員長に神野委員をお願いすることといたします。

それでは、委員長席の方にお移りをいただければと思います。

それでは、神野委員長からまずごあいさつをお願いし、その後の進行は委員長にお願いすることといたします。

神野委員長

ただいま委員長を仰せつかりました神野でございます。もとより私にとってはこれは重荷でございまして、到底果たせるような能力を持ち合わせてはおりません。ただ、固辞いたしますとかえって皆様方にご迷惑をおかけするかと思いますので、皆様のご協力を得て精いっぱい努力をしてまいりたいというふうに思っております。

地方分権は私個人にとりましても自分の生涯をかけた仕事と位置づけておりますので、最後の努力として精いっぱい努力を重ねていきたいというふうに考えております。

先ほど麻生会長からお話がありましたように、さまざまな機関で分権の検討が進むことになっておりますけれども、この場合は地方自治団体の場でございますので、住民の立場から国民の立場からアジェンダフォーゼーション、つまり国家のアジェンダとして地方分権という改革のビジョンを描いていければというふうに考えております。

3つばかり私の所感なりを申し上げておきますと、この場で重要なことは地方団体が一致協力をして行動を起こすときがきたということでありまして。それは、日本の社会がかなり危機的な状態に陥っているからだと思いますが。社会が危機に陥るとき、将来に対する希望を失います。世論調査によりますと、韓国や中国では80%の国民が子どもの世代は自分たちの世代よりも幸福になるというふうに考えているのですけれども、日本の国民は今20%を切っております。

こうした社会の危機を解消していくには、地方団体が協力をして、国家は地方団体が協力をしてつくっているものですので、こうした問題に取り組むしかないだろうというのが私の第一の感想でございます。

第二に、これは麻生会長が今繰り返しお話しになられたことでもありますけれども、ビジョンを明確に描くということですね。改革を進める場合には明確なビジョンを描く、そしてそのビジョンに基づいて1つ1つ着実に改革を進めていくということが重要だと思いますが。そのビジョンはそれぞれの部分部分の改革が全体の改革、全体の改革思想と連なっているということが重要なポイントになるだろうと思いますので、個々の改革と全体のビジョンとを見失わないで方向づけるということでビジョンを明確に描いていければというふうに思っております。

先ほどからお話がありましたように、昨年といいますか今行われつつある三位一体の改革というのはひとまず税源移譲など画期的なことが行われましたけれども、ともするとハンドルをやや切り間違えているかなというような反省をせざるを得ない状況にございますので、誤った方向に切り始めているハンドルを国民の立場から修正する意味でも明確なビジョンを描いて改革を進めるということをやっていければと思っております。

それから、もう1つ重要な点は、最近社会学の言葉を使って言っているのですが、予言の自己成就。予言というのは自分で成就していくのものだ。それは明確なビジョンを描いてビジョンどおりになるというふうに信念を持って行動した方が、そうなる可能性は、そういうビジョンを持ってそうなるという確信と強い意思を持って行動したときの方がそうなる可能性は高まるというのが予言の自己成就という言葉であります。ここで明確なビジョンを描き、そして地方六団体の皆様方がそれをもって強い確信と意欲を持って日本の社会をリードしていくという一助になればというふうに考えております。

何分にも至りませんので皆様方にご迷惑をおかけすることが多いかと思っておりますが、お

許しいただいてご協力いただければと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、早速でございますけれども、議事を進めたいというふうに思いますが、まず、皆様方のお手元にいつているかと存じますけれども、この委員会の設置要綱、資料1でございますが、設置要綱をちょっとごらんいただければと思いますが、それによりますと、委員会には委員長代理を置き、委員長が指名をするということになっております。まだお見えになっておりませんけれども、いずれお見えになると思いますが、小幡委員にお願いしたいというふうに考えておりますので、ご承知おきいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、小幡委員に委員長代理をさせていただくということになっております。

さらに、この要綱を見ていただきますと、委員会には小委員会を置いて、その委員については委員長が指名するということになっておりますが、その要綱に基づきまして、大森委員、小幡委員、木村委員、小西委員、山下委員にお願いしたいというふうに考えております。

ご異議がなければご了承いただいたものとして進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

本日の審議に入りたいと思いますが、ごらんいただきたいと思いますが、審議の内容として、1、2、「三位一体の改革の状況」について、それから「地方分権21世紀ビジョン懇談会」等についてということにつきまして事務局の方から説明をしていただきたいと思いますが、よろしくお願いいいたします。

事務局

事務局の担当部長の小宮でございます。大変申しわけありませんが、座って説明させていただきます。

資料4をごらんください。「三位一体の改革」の状況につきまして、この事実関係を整理をいたしたものでございますので、申しわけございませんが、説明は割愛させていただきます。特に3ページ目の4番をごらんいただきますと、先ほど麻生会長の方からお話ございましたが、地方分権改革の継続ということで、昨年11月末の政府与党合意と12月1日の国と地方の協議の場におきまして、安倍官房長官からごらんのようなご発言があり、継続的に改革の検討を進めていくということでございます。

次に、資料5をごらんください。まず、総務省では大臣主催の「地方分権21世紀ビジョン懇談会」というものが開催されて、21世紀の地方分権のビジョンについて検討を始められております。昨日、第1回目の会合が開かれまして、その内容につきましては報道などでご案内のとおりと存じますが、まず、10年後のあるべき姿を議論をした上で、

2番に書いてございますような検討内容につきまして検討を進めていくというようなことでお聞きしております。

次に、3ページをごらんください。経済財政諮問会議におきましても同様に歳入歳出一体改革タスクフォースというものを設けまして、その中に左から2番目でございますが、地方財政・交付税ワーキング・グループというものを設置いたしまして検討されるということでお聞きしておりますが、そのメンバーですとか検討項目ですとかスケジュール等につきましては未定のようにございます。

私からは以上でございます。

神野委員長

どうもありがとうございました。資料4でございますけれども、「三位一体の改革」の状況ということで、おさらいといえますか、現状進みつつある「三位一体の改革」の状況についての資料でございます。その後、先ほど来からお話が出ておりますように、総務省及び内閣府の方の委員会の説明がされております。

こうしたことを踏まえまして、私たちこの委員会としてどういう議論をしていくかということになるわけでございますが、資料6をごらんいただければと思います。資料6に「新地方分権構想検討委員会における検討項目等を検討するためのたたき台について」ということでございますが、これは私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

これからどういう項目についてこの委員会で検討を進めていくかということに関しましてたたき台を私の方でまとめたものでございます。最初に、裏側といえますか2ページ目をごらんいただいた方がいいかと思っておりますけれども、5月の終わらないしは6月にかけて経済財政諮問会議の方で骨太の方針が決まりますので、そのことをある程度念頭に置いた上で検討を進めざるを得ないのではないかというふうに考えています。1年間かかってこの検討委員会として地方分権を第2期として、次のステージとしてどういうふうに進めていくのかという全体像をまとめ上げるということをするわけでございますけれども、ちょうど中間の6月ぐらいには骨太方針が決まってまいりますので、第2期改革としての財政面での分権についての項目については前倒しで検討していかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

したがって、おそくても5月の初めぐらいまでには次年度の骨太方針をにらんだ財政に関わるような分権の第2期の方針をここの段階でとりまとめておく必要があるだろう。その後、行政面、それ以外のことを総合的に含めながら、全体まとめた案を1年かかってつくり上げると、こういう手順で進めざるを得ないのではないかというふうに考えます。

その上で、お戻りいただきまして、最初の検討項目を見ていただきますと、まず改革を進める上では現状を正しく認識する必要がございますので、第1期改革、つまり平成16年度から平成18年度まで行われました第1期改革について検討し、評価しておく必要があるだろう。正しい問題の分析を行い、正しい問題の提起をすれば、そこには答えの半分が含まれているというふうに言われておりますので、これまでどこまで改革が進み、どういう方向で行われたのかという分析と、残された課題ということを検討しておくということをもとにやらざるを得ないのではないかとこのように思います。

2番目に、今後の分権改革の推進に向けての2期改革への取組みということになるわけですが、まず、全体像ということを検討せざるを得ないのではないかとこのように思います。つまり、私たちは分権社会を目指して改革を進めていくわけですから、全体をまず見る。部分ではなく、まず全体を。全体というのはホーリーという英語は、聖なるもののホーリーと発音も言語も全く同じでございますので、まず聖なることをやらざるを得ないだろう。

ただ、ここに書いてありますように、目指すべき社会像とか目指すべき政府像、つまり改革のときにはそれぞれ使命は何かということを検討せざるを得ませんので、地方自治体というのはどういう使命を持っているのか、国はどういう使命を持っているのかということ全体を社会のビジョンの中で考えていくという作業をしなければならないだろうというふうに思います。

ただ、ここで分権を進めるということでは一致できるかと思いますが、個々のビジョンになると細かな点では、頂上を目指す道筋が委員の中で必ずしも全部一致できるとは限りませんので、このところはほぼこういう違いとこういう違いがあるということ認識した上で分権社会を目指していくということが確認できればいいかなというふうに考えております。

それから、次の「国と地方の税源配分、税源移譲等」「国庫補助負担金改革」、「地方交付税、地方財政計画等」の3つでございますが、これは財政分権に関わることであり、1つは国と地方の税源配分。最初の方でビジョンを打ち出しますので、そこで国の使命とは何か、それから地方自治体の使命とは何かということをはっきりと、その地方に与えられた使命を地方自治体がみずからの決定とみずからの責任において行えるような財政体系はということであるべきかということをお考えざるを得ませんので、使命に合わせて国と地方の税金の配分のあり方を検討する。国税とはいかにあるべきか、地方税とはいかにあるべきか、原点に立ち返って検討しておくというのが第1番目でございます。

特に重要なのは、基幹税、つまり重要な税金、第1期の改革で恐らく所得税については3兆円の移譲が実現できるだろうとは思いますが、あと現代の租税制度で残っている

もう1つの基幹税、付加価値税、つまり消費税をどうするかということを含めて国と地方の税金の配分のあり方を検討せざるを得ないだろうというふうに思います。これも原則論に立ち返った上で検討していくということが重要かと思っております。

それから、2番目で税金を当然移譲してきたり税源配分を見直して地方の方に多くふやせば、国から地方への国庫補助負担金の改革ということを行わなければなりません、ここも原則論に少し立ち返って考えておく必要があるだろうというふうに思っています。それは、地方に与えられている仕事、事務のあり方に合わせて補助金のあるべき姿を原則として考えておく必要があるのではないか。地方のやっている仕事には法定受託事務、国から受託されている事務と自治事務とあるわけですね。法定受託事務である、今回ですと生活保護も切り下げられそうになったんですが、法定受託事務である児童手当と、それから児童扶養手当が3分の1になっているという異常な事態になっているわけですね。直轄事業と同じように法定受託事務を考えれば、少なくとも8割は国が持つべき筋ではないかというふうに私などは思います。

いずれにしても法定受託事務と自治事務、そして自治事務のうちでも必要事務と随意事務、つまり法律で決められている必要事務と随意に地方自治体が行っていく事務とあるわけですが、恐らくこうした必要事務、義務教育なんていうのは自治事務の必要事務なわけですがけれども、こうしたことについては割り勘で2分の1くらい出すべきだというような原則に普通なるのではないかと思いますけれども。

いずれにしても事務と補助金の出し方などを合わせて原則を考えた上で総額を切っていく。つまり、原点に立ち戻ってもう一度見直してみるということが必要で、これまで行われた改革についても謝った改革の方向にハンドルを切っていれば直すということを含めて検討しておく必要があるだろうというのが国庫補助負担金の改革でございます。

それから、地方交付税・地方財政計画等ということでございますけれども、この改革も税金の配分と国と地方の役割分担と、つまり使命の分担と、それから国と地方の税金の配分のあり方を検討し、補助金をカットした後でなお生じている地域間の格差、あるいは最低限やれというふうに国から義務づけられているものについては交付税をどうするかという問題を考えていく必要があるだろうと思います。これも原点に立ち返って、交付税制度をつくった世界で最も民主的な国だと言われているドイツのワイマール共和国でつくったときの精神に立ち返って、交付税の中に組み込まれている税金はどうあるべきかということなども含めて考えていく必要があるだろうと思いますし。

それから、今は財政の問題だけ先に述べましたけれども、後で述べてまいります行政面での問題ともここはかなり密接に関連してまいります、交付税の額を減らすのであれば国は義務づけを解除してもらわないと、仕事は義務づけている、しかし、その財源

は保証しないということでは地方財政破綻しますので、後半で述べます行きつ戻りつになりますけれども、こちら辺は行政面での改革をも含めて検討していかざるを得ないかなというふうに考えています。

それから、その次の3つはこれは少し1年間かけて全体総合的に見回した上で後半の時期に行おうかというふうに思っておりますけれども、行政面での分権改革のさらなる推進ということですが。これは行政面では機関委任事務の廃止ということがひとまず実現しておりますけれども、国で決めたことを地方自治体にただ単にやらせていくという仕組み、その仕組みが建物だとすればその仕組みの外側の外壁を打ち壊したというのが機関委任事務の廃止だったと思いますが、根幹の柱はまだ残っている。そのためにこの柱をいわば壊し、新たな仕組みをつくっていくという努力が必要ではないかというふうに考えております。先ほど言った義務づける、それから枠づけるという問題が入ってきますし、事務事業そのものの移譲というものも今後考えていかざるを得ないというふうに考えております。

それから、国・地方を通じた行財政改革の推進ということでございますけれども、そういう分権が進んだあかつきに、地方が自己決定、そして自己責任で対応しなければならないときには、当然ですけれども、行財政改革を進めなければならないだろうというのが次のテーマでございます。ただ、この行財政改革は、私の考えといいますか私の言葉で使いますと、行政改革で進めなければならない効率性には外部効率性と内部効率性があり、外部効率性というのはその地域住民が本当に必要としているものを出すということですね。不必要なものを出すのではなくて必要なものを出す。それから、内部効率性というのはできるだけ人件費と物件費を安くして出すということが、これは内部効率性です。

外部効率性を高めるということは、民主主義を高めるということですので、ともすると行財政改革というと節約という面だけに目が向きますけれども、ここで考えなければいけないことは、必要なサービスを出すためには民主主義を活性化させるということであり、それは外部効率性を高めるということになるのではないかと。つまり、住民自治の問題を1つの軸に入れざるを得ないかなというふうに考えています。

それから、もう1つの軸は、当然ですけれども、内部効率性で、可能な限り少ない負担で有効なサービスを出していく方向をどういうふうに結んだらいいのか、これは決定機構などを含めた問題点を考えていかなければならないだろうと思います。

そのほか、その他というところには、恐らく総務省の委員会や、それから経済財政諮問会議のワーキンググループの方から出てくる問題もあるでしょうから、そのことについても私たちは分権あるいは国民の立場から位置づけ直して、それに対する応答をして

いくことを含めてその他ということを書いております。

大体以上がたたき台で、これ項目でございますので、やや少し私の考え方を含めて述べたところもございますが、それはわかりやすくするという意味で述べさせていただいたということでございますので、方針あるいは内実についてはこれから委員の皆様方のお知恵を拝借し、ここにお集まりの方々の叢知を結集した上で内容を詰めていければというふうに思っております。

検討項目につきましてこれでよろしいかどうか。あるいはつけ加えるところがあるかなどを含めてご議論をいただければと思います。

最初にご説明していただきましたこの検討項目の前提になる2つの、つまり「三位一体の改革」の状況と、それから「21世紀ビジョン懇談会」や、それから経済財政諮問会議のタスクフォースのうちのワーキング・グループその他などのご質問を含めて、検討項目についてきょうはご意見をいただければというふうに思っておりますので、忌憚のないご意見をお出しいただければというふうに思っております。

ただ、途中で退席される委員の方がいらっしゃいますので、ここで初めにご意見をいただいた方がいいかと思っておりますので、まず、市長会の山出会長からご意見いただければと思います。

山出全国市長会会長

ありがとうございます。金沢市長でございます、雪が降ってございまして、住民の皆さんと一緒に雪かきするというのも外部改革、外部効率性の一手法ではなかろうかなというふうに思っています、これも大事にしなければいけない。神野先生から改めて教わった次第です。

ざっとお話しをさせていただきますが、きょうまでの感想ですけれども、麻生会長が冒頭におっしゃいましたとおり、今度の改革の一連の過程で国と地方の役割の議論というのは十分でなかったのではなかろうかという思いを持っております。おとし、総理から急遽地方改革案を出すようにと言われたものですから、十分国と地方の役割の議論をするいとまがなかったということは、私は事情としてはやむを得なかったというふうに思っています、本来は国が何をなすべきか、地方が何をなすべきか、ここの議論がスタートでなければいけない、そう思っています。

ですから、今度の改革の議論というのは財政論に終始したとか、国民にとってわかりにくかった、こういうことになったんだろうというふうに思っています、私はそういう意味で国と地方の役割の議論というものをしっかりとまずする必要があるというふうに踏まえています。

地方分権一括法ができましたときに、法定受託事務とか自治事務の区別というのは議

論をされたわけでありまして、その際に例えば法定受託事務が原則国の仕事だ、だとしたら、国は100%お金を持つべきだという議論は私はあったというふうに思っています、国はどれくらい、地方はどれくらい、そこにはしっかりした負担のルールがありましたし、理論があったはずだというふうに思っておりますが、改革の過程で、結局補助率を下げるとかそういう政治的な判断が最終的に行われるものですから、論理とかルールというものは極めてあいまいになってしまった。理念のない改革に終わったという部分がある。そういう意味で、私はルールとか理論というものをもう一度再構築する必要があるのではなかろうか、そんなことを実は思っています。

同時に、国の関与はやはり過剰であります。国と地方の協議の場におきまして、この国の関与をできるだけ少なくする方向に努力しようという申し合わせと申しますか言われ方はしょっちゅうされたわけにありますけれども、私は現状はそんなに国の関与は減っていない、そのことをはっきりと申し上げておきたいと思っています。

補助率をカットするという手法では国の関与は依然として残っておるわけでありまして、交付金という仕組みも国の関与を残したわけでございますので、そういう点で極めて不十分だというふうに思っています。

本当の地方の自主、自立を促すのだったら、補助金の関与のありようについて第三者による監視機関と申しますか、そういうものがあってしかるべきではなかろうか、こんなことを思っているわけであります。

今、公務員制度改革が議論されていますけれども、この公務員制度の改革と国の関与の議論というのは裏表ですから、そういう意味で国の関与の議論というのは重視すべきだという考えであります。国の過剰関与がある。だから、税源移譲が行われぬ。税源移譲が行われぬから交付団体ばかり。ここにきて不交付団体の数を増やそうという議論が出てきていますけれども、さかのぼれば税源移譲をしなかったということにつながるわけでありまして、私はその点は極めて遺憾だというふうに思っています。交付税の議論をしようとしたら、今僕が申し上げたようなことをまず前提として踏まえなければいけない、そのことを申し上げたいわけであります。国の過剰関与、そして税源移譲は無し、そしてみんな交付団体にしてしまった。ですから、そのもとへ戻って議論をして、そこから交付税はスタートだ、こう言いたいと思っています。

交付税の議論につきまして、いつも地財計画で言われますことは、決算乖離の議論であります。投資単独が余っている。だから、そこが地方は放漫になるんだということなのでありますが、私に言わせていただくなれば、確かに投資単独は余っているとしても、経常経費はどうだろう、その中身は公債費であり扶助費である、扶助費の中身は医療費である、公債費は国の財政に地方も協力をした、景気対策に地方も協調した、その借入

金の償還が残っておるということでありますので、ここもしっかりと踏まえていただく必要があると、こう思っています。

基準財政需要額の扱いでありますけれども、標準団体は10万人、本当に10万人という規模でいいのだろうか、それから、基準財政需要額の中で言われるところの経費というのは地方の行政の実態というものを反映しているかどうか、この分析、検証は必要だ、私は実はそう思っています。こういうことが行われて初めて交付税問題なのでありまして、交付税を議論する際に初めに削減ありきという議論は私はいかなものかなというふうに思っています。

同時に、ここにきまして新聞などを見てまいりますと、交付税配分を透明化して単純化しよう、それはよくわかります。そうあるべきだと私も思いますけれども、それではその配分の基準に人口だけだということになりますと、本当にそんなことでいいのだろうか。地方の自然的条件、地理的条件、いろいろな事情というものを人口だけで反映させるということではできませんので、そういう意味でやはり簡略化しながらもそこにはしっかりした論理がなくてはいけないと、そんなことを実は思っておるわけであります。

今度の三位一体改革につきましているいろいろな批判があります。十分でないという議論もあります。私もそのとおりだというふうに思っている一人でございますが、もし許されるとしたら、地方改革案を地方自身がつくったと、だからここまで来たんだという思いがあります。これがもし国がすべて改革案をまとめるということであつたら、本当にまとまったかどうか、きょうの事態まで来たかどうかということをおもいますと、まあ、ここまで来たのだからこの機会をなくしてはいけないという思いは強く持ちます。

今日こうやって先生方のもとに組織ができましたので、この組織で十分議論をして、そして絶えず分権の火は消さないように、ここの論議を大事にして、そして分権の火は消しないと、こういうことを確認し合いたいと思っている次第でございます。

以上でございます。まことに申しわけありません。雪かきにも従事をしますのでお許しいただいて、よろしく申し上げます。

神野委員長

先ほどお話をいたしましたように、委員長代理を指名させていただきました小幡先生がお見えになっておりますので、ご紹介させていただきます。

小幡委員長代理

小幡でございます。

神野委員長 どうもありがとうございました。

市長のご発言は今後生かさせていただきたいと思いますが、ちょっと補足して、市長の意見に関連して、私説明不足でしたが、行政面での分権改革のさらなる推進のところ

には、国と地方との協議機関を制度化する、それからフランスの地方財政委員会のように別な独立機関が補助金を配付をする機関などもありますので、そうしたことを含め。それからまた、地方団体の方でも地方団体の共同機関が、日本でいえば交付税とか補助金なんかに対する政策の立案についてはかなり精力的にやりますので、そうしたヨーロッパに見られることをも含め検討していく課題にここには加えていきたいというふうに思っております。

それでは、市議会議長会の国松会長もお帰りになりますので、お願いいたします。

国松全国市議会議長会会長

皆様、こんばんは。ご紹介をいただきました全国市議会議長会、神奈川県藤沢市議会議長の国松誠と申します。委員の先生方に先んじてご発言をお許しいただきありがとうございます。

麻生会長、山出会長から今お話がございました。私も昨年5月に就任以来、政府自民党との協議の中で地方の自立を勝ち取るのは容易なことではないと痛感いたしました。特に各省庁は省壁を初め、組織防衛として補助金を手放そうとしません。さらには、私は麻生会長に何度か申し入れたのですが、三執行団体・三議長会、要するに関係団体だけではなかなかこの議論は前に進まない、ぜひいろいろな国民の幅広い層から意見を集約して、こういう会を早く立ち上げたらどうでしょうというお話を再三申し上げておったところ、麻生会長ももう既に腹案としてこの会を早くやりたいというお話がございました。

先ほど神野委員長からもお話がございましたように、この運動を国民運動として今後諸先生方とともに活動を展開していかなければならないと考えております。今回の改革を顧みて、さらなる地方分権改革を押し進め、地方団体がみずからの創意工夫と責任で政策を選択できるよう、地方税中心の歳入体系の構築に向けて、諸先生方に幅広いご検討をお願い申し上げる次第でございます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、自由にご発言いただきたいと思います。第1回目でございますので、テーマとしてはこれから検討していく検討項目ということになりますが、幅広く自由にご発言いただいても構いませんので、どなたからでも結構でございます。ご発言いただければと思います。いかがでございましょうか。

堺屋委員

私が一番年上かもしれないのでお話しさせていただきたいと思うんですが。この地

方分権に限らず、改革議論をいたしますと、お役人の話というのは必ず金目の話、お金の金額の話に落とし込むのですね。これは私も官僚していたときもそうですし、閣僚していたときもそうですが。必ずビジョンとか体制の話ではなしに、金目で解決しようということになります。そうすると、大体本筋から離れたところでテクニカルな議論になる。テクニカルな議論になると専門の経験のある中央官庁に非常に有利な結果になる、こういうことの繰り返しが続いております。

今、知事会長からも市長会長からも大変意味深いお話をいただいたんですが。私はこの議論、これはずっと10年間日本の改革というのはこの国の形をどうするかということテーマにしてきているんですが、大体人間でも組織、会社でも国家でも、体質・体型の問題と気質や思想の問題とあるんですね。今、この問題で一番重要なのは、日本国民が国家中央政府と地方自治体とをどう見ているか、これが大きな問題です。この日本の中にある雰囲気、気質の問題を変えなきゃいけないと思うんです。

歴史を調べてみますと、昭和10年ぐらいまでは自治体が非常に強かったんですね。当時中央集権だと言われてはいますが、基礎自治体、それから内務省が派遣する知事さんのもとでもかなり強かった。私たちが通産省へ入った1960年には、徳川時代のようになってはいけません。徳川時代の日本は、世界史で唯一の中央集権的封建時代だった。そういう話をされました。ところが、今になると徳川時代みたいにやった方がいいんじゃないかという、地方の方からそんな声が出るぐらいになる。

どこにその問題があるかということ、昭和10年代から始まった日本の専門家主義というのがあります。すべて専門家に任すべきだ。それぞれの人個人あるいは会社、自治体、そういうような部分がやるよりも全体を見ている専門家に任せるべき。だから、金融でいいますと、昭和5年には日本は直接金融の大変盛んな国でした。ところが、金融は専門家に任せるべきだ、個人は郵便局や銀行に預けるだけで、どこに投資をするか、どこに融資をするかは銀行なり財務官僚なり、そういう人に任せるべきだということで、どんどん間接金融の方にもっていき、税制もそれが有利なようにしたのです。

同じことがあらゆるところにございまして、日本の一番専門家の集まっている中央官庁に任せたらいい。寄付の問題にいたしましても、国民一人一人が寄付するよりも、税金を払ったら国の官僚が一番国家のために上手に配る。だから、なかなか寄付税制も認めない。地方のことも国のものが基準を決める。地方の人よりも国の方が全体を見て資料も経験もあるのだから、それが配分すべきだ。だから、規格基準主義というのがありまして、基準財政とか基準何とかとかいっばい出てきたわけです。これが昭和16年ぐらいからそれがひどくなりまして、あらゆるものが国民何とかという名前で全国基準をつくりだすわけです。国民服ができ、国民学校ができ、国民標準医療ができ、ついには国

民休暇村までできるような、あらゆるものを国の基準で決めたらいいと。

ところが、この最も知識と経験のある中央官庁がやるのがいいというのに、多くの国民は洗脳されてしまったのですね、この60年の間に。それで、これに対する反論がなかなか出ない。今、私たちがやはり確立しなきゃいけないのは、全国民的気質として、ニア・イズ・ベターという、本人に近いところが決めるほどいいのだという。たとえその人が知識があろうがなかろうが、「自分のお金を使う人は他人のお金を使う人より賢いのだ」という原則を打ち立てなくてはいけない、と思うのです。

例えば教育の問題でも、国の基準を外して全部地方に任せたら教育の質が落ちるなどという途方もないことをいう。なぜ落ちるかという議論ないですよ。国が目を放したら落ちるなんていうことを平気で通している教育評論家もいるんですね。基準が外れたら地方に任せたら何か落ちるような、変なことをすることが出てくるようなそういうような雰囲気があります。

だから、まずこの形の問題と同時に、あるいはそれに先立って、全国民により身近なところでお金を使い、より身近なところで設定をしていくのがいいことだ。そのできない部分だけを国に任せる。だから、国に任せるのは極端に言えば、必要悪なのだ。本来はできるだけ民間がやり、民間のできないところは自治体がやり、そして最後に国が面倒を見る。例えば国防なんていうのは個人でできない、自治体でもできない、だから国が見ると、そういう気質の問題ですね。日本国家の気質の問題を規格大量生産時代から知恵の時代に変えていかなくてはいけない。まず、これを我々としてしっかり踏まえて、そしてマコミに対しても世論に対しても国民に対しても、しっかりこういうように世の中が変わったんだということを申し上げていく必要がある。

その中で、今知事さんも市長さんもおっしゃった、国と地方との役割分担の問題、それから本当に国の関与がなくなるような改革、補助率を下げるなんていうのは全然意味がないことですから、そういうことをしっかりと踏まえていく、こういう気質と体質を両方変えて、形と心を入れかえるようなそういうものを皆さん方に議論していただき、座長でおまとめいただきたいと思っております。

神野委員長

ありがとうございました。榊原先生、どうぞ。

榊原委員

今の堺屋さんの基本的なものの考え方には賛成ですけれども、これは麻生会長もほかの方も言われたことですが、基本的に国と地方の役割分担ということについての議論がなされていないと、これは全くそのとおりだと思ひまして、この議論が基本だと思ひますね、あらゆることの。この議論を徹底的にするというのが非常に大事で。そ

の際に、今ある制度とか法律をどこまで前提にするのか。今ある制度、法律を前提にしないで私はこれ議論すべきだということですね。今、気質ということを堺屋さんおっしゃいましたけれども、今どうしても国に依存する気質とか体質が全体の中にありますから、現行の制度とか、例えば地方自治法とか財政法とかそういうものの枠内で議論すると、どうしても最後は、今、堺屋さんのおっしゃったように、財政の問題に落ちてしまう、お金の問題に落ちてしまいますから。現在の制度とか法律を必ずしも前提にしないで、そういう議論を一度してみたらどうかと。

例えば今の地方自治というのは三層構造になっていますね、国と都道府県と市町村と、そういう三層構造がいいのかどうかというようなこと。例えば総務省という役所があると、こういうものがあるのがいいかどうかという。そういう議論まできちっとさかのぼって、原点にさかのぼってこの議論をやるということは、私はこの会が意味のある答申を出せる基本的な問題だと思いますから。最終的に全部変えるというふうに言う必要はないですけれども、少なくとも議論するときはそういう観点から議論して。

今、堺屋さんはできるだけ近いところで決めるのがいいとおっしゃいましたけれども、基本的にはそういうことですが、しかし、そういうことを踏まえて一体今の制度をどうすべきか、今の法律をどうすべきかということまでさかのぼって私は議論することは極めて重要だと思いますし、そこが欠けてしまいますと今回の第1期の改革と同じようなことが繰り返されると、最終的には数字合わせになるということですから、それがいけないというのが第1点ですね。

それから、もう1点は、それとも関連しますけれども、きわめて恣意的な決定がいろいろなところでなされていると。透明性をどうやって確保するかということが非常に大事だと思いますね。地方交付税の配付の仕方なんかは外からわからないですよ。どういうふうに行われているのかということが後からフォローできないという形になった。透明性ということはどうやって確保するのかということ。

つまり、役人の恣意が入らない形の制度をどうつくるのかということが非常に今大事だと思いますから、そういうことですね。原点に戻るとということと、透明な制度にするということ、その辺をやはり基本的に我々のルールとして議論を進めていくということが重要ではないかというふうに思っています。

工藤委員

工藤といいます。今の榊原さんのお話に賛成です。さっきお話を聞いて、何か非常に興味が失ってきたのでどうしようかと思ったとき、ちょっと今ようやく堺屋さんと榊原さんの話聞いてやる気になりました。つまり、議論形成するときに、その議論のスペースをどこまでやるのかということをはっきり決めてほしいですね。既存の制度をベース

にした議論であれば、何か結論が少し見えるような気がします。そうではなくて、今の二層制、三層制の問題とか、そういう問題も全部ガラガラにして議論して、本当にその住民をベースにした形の住民自治というか、民主主義のあり方の問題だと思いますから、そこまでやるという議論をするのか。そうではなく、今の既存のシステムをベースにして議論をしていくのかということとは結構大きな論点だと思います。

三位一体改革とか今回の文章でも、国と地方という言葉のままよく使われるんですが、そうした地方という括りではその実態が非常に見えなくなってしまうわけです。例えば地方と言ってもその下には市町村とか都道府県があり、さらに個別で見ればでこぼこがいっぱい出てきていると思いますね。いろいろな状況がある中で、日本が大きなシステムの変化に向かってきているわけですね。だから、そういう状況を直視してどういうふうに設計していくのかということで、議論ができるのであれば、僕は非常にこれはおもしろいなと思います。

多分今、国と地方とか自民党と民主党とか2項で戦うのではなくて、知恵の競争の段階になっていると思うので、こちらが先に地方の自立に向けた案を出していくぐらいの気迫というか、そういうことが私たちの議論にも必要かなと思います。

僕は自立というのは経営をするという概念と同じだと思っているわけですね。本当に地方自治体が経営できますかと。経営をするということを限りなく追求してほしいと。それができる制度の設計を考えないと思います。私たちのNPOというのは、住民の立場でまさにマニフェストの評価を全部やっています。国政と地方もやっています。その時に地方の評価基準を僕たちはつくる時に、自立ということの評価でどういうふうにしてベンチマーキングやっていこうかと思ったときに、やはり経営だと。経営する意思が地方自治体本当にあるのか。あるんだったら、それを阻害しているものを全部取り除きましょうと。それでもだめだと。例えば全部の自治体は経営できるかといってもそれは全部できないかもしれませんよね。地域によってはいろいろな状況がある。その課題を抽出して、もしくはその中で答えを出すのであれば、全国でやるというよりももっとブロックで議論して、そこに案を出すということも必要かもしれないと思っているわけです。もう今の地方はそういう段階ではないかという感じをしているわけです。そういう形も含めて全部議論するというのであれば、多分おもしろい議論になるのではないかというふうに思っています。以上です。

神野委員長

堺屋先生を初め、ご指摘いただいた点については私も全く同じ感想を持っておりまして、教育などで今回の義務教育国庫負担金などでは私も中教審に呼ばれたときなどを考えても、教育について住民に参加させるととんでもないことになる。教育は専門家に

任せるべきだという意識が非常に強いわけですね。

堺屋先生の言葉を私なりに解釈をいたしますと、ヨーロッパでは分権を進めるときの常識になっている補完性の原理、個人でできないことを家族が、家族ができないことをコミュニティが、コミュニティができないことは市町村が、市町村ができないことは道府県が。そして、道府県ができないことは国が、国ができないことはEUがと、こう上がっていくような補完性の原理を説明され、生活を形成する権限を国民にエンパワーメントしていくということだと思いますが、それまさにそれこそ分権であり。

また、民主主義というのはすべての国民に未来を決定する権限を等しく与えるということの前提には、すべての国民がそれぞれかけがえのない能力を持っている、どんな人でもすべての国民にかけがえのない能力があるんだ。だから、未来の決定を共同の意思決定に委ねた方がいいというのが多分民主主義の前提だろうと思いますので。そのことをご提言いただいたと思います。その原則を貫きながらも討議を進めていきたいというふうに思います。ほかに。

大森委員

堺屋さんと多分年が同じくらいではないかと思しますので、何か一言言わなくてはいいかなと思っていました。幾つかありますけれども、神野さんがお示しになっているこのたたき台の1の第1期改革の総括に関してですが、先ほどは評価とおっしゃっていました。残された課題が何であるかということになったときに、地方六団体の言いぶりでいえば第2期が控えていますので、したがって第1期がどうあろうが第2期をやりたいということになりますと、それを前提にしてことを進めることになります。

第1期改革の総括ということになると、政府・与党合意の総括になるのでしょうか。それやってもあまり生産的ではない。政治的決着ですから。政治的決着が良いとか悪いとかいっても、そこから進める以外にない。従って、あの政治的決着を前提にしながら、なおかつ私どもとしてはどうするのかと言わない限り、あれに挑んでもしょうがないと思います。それが政治的決着ということです。だから、ここまでこれたのであって、ここまでかといっても、前へ返すわけにはいかない。

それから、第1期について外から見ても、官邸はちょっとわかりませんが、霞ヶ関はもちろんです。与党の皆さん方は気分はもううんざりですね。分権改革に対して。したがって、これまでの延長上にやるようなことでは話し合いをほとんど受けないのではないのでしょうか。最終的には必ず霞ヶ関とどこかで決着をつけることになるわけですが、もう厭世気分も甚だしくて、これ以上の改革はやらないとほぼ決めている。これを突破していかなくてはならない。

その観点から見ると、少し気になりますのは、総務大臣の懇談会や経済財政諮問会議

の方で設けられているものと、私ども間で余り食い違って対立になるようなことになれば、第二期改革はほとんど流れてしまうと思います。総務大臣の方の懇談会でどういう議論の運びになるかということを含めまして、こちらと共同戦線になるかどうかわかりませんが、どうせあの懇談会は必ず大臣が仕切るのでしょうから、それと対立構造をつくらずにできるかということが大切だと思います。これは、私どもではなくて会長さんマターだとは思いますが。

その観点から見ると、向こうで必ずやろうとされていることで、今日のメモにないものについてですが。1つは先ほどのお話に出ていましたように、神野さんは各レベルの政府が何をするか、任務は何かというときに現在の三層を前提にして任務を振り分けるという話をされておられるのか。懇談会は道州を視野に入れると言っていますから、道州を視野に入れたような任務の分担だったら、政府の任務といっても違ってきます。したがって、もし私どもがそれに踏み込んでいくということになると、少なくとも都道府県の皆さん方は道州についてどういうスタンスをとっていて、どういうふうにくくりにするか、その上で道州がどういう任務を果たしていいかということについて、ある程度の筋立てが出てきませんと、進みにくいのです。向こうさんはどうおやりになるかわかりませんが、それをこちらもやるのかどうかということは非常に重要なことになるのではないかと思います。これをとりあえず、どのようにお考えになっているかということが1つです。

それから、今日も新聞に出ていますけれども、どうやら破綻の仕組みをつくりたいとおっしゃっています。これは単なる財政再建と違いますので、先ほど神野先生のご説明では地方債の制度のあり方は載っていますので、これと連動しますが、破綻制度まで考えながら財政規律みたいな話や地域の財政秩序の仕組みを考えていくということまで私どもも視野の中に入れるかどうかということは非常に重要になると思います。したがって、地方債の制度のあり方にそこまで考えて検討するかどうかということがあるのではないかと。

もう1つ、先ほど市長会の会長さんからお話出て、神野先生も少しそういう区別の仕方をされたんですけれども、法定受託事務はほぼ国が本来ならば果たすべき仕事なので、国が全部お金を持つべきであるという考え方はある考え方は、そのとおりですけれども、もしその考え方で全部整理し直すということになると、これはとてつもない作業になります。

例えば最も古典的な機関委任事務であった戸籍事務というのがございまして、地方分権委員会で非常に悩んだ最初の事務はあれでして、あの戸籍事務は国がお金を出していないのです。地方交付税措置になっていますので。あとは利用者負担になっています。

したがって、法定受託事務に関しては国が全額負担せよというふうに仕切りをする、全部洗い出してお金と事務を1対1の対応関係をつくるという大作業になる。それを数カ月ではとてもできません。したがって、そういう意味でのお金と事務の区分を改めて全部やるのかという話があるのではないかと思います。

そのことと関係しまして、国庫補助負担金のうち、奨励補助金についてはその整理は前からやってまして、ある程度整理して縮小・廃止することができるのですが、負担金につきましては最も重要な枠組み法である地方財政法が存在している。この地方財政法の9条、10条、これがある限り、国庫補助負担金の縮減・廃止は、今までのような議論にならざるを得ない。もし国庫補助負担金制度の本格的な改革をするならば、あの地方財政法に手をかける気があるか、私どものほうに、ということになります。あれは国にも責任があるから必要な財源を保障させている法律ですので、あれをもし全面的に廃止するという事になったときには、どういうふうに地方財源を保障するかという議論になりますね。その決心をするかどうか。地方財政法に我々は正面から立ち向かっていて、あの全面改正を迫り、それを通じて国庫補助負担金制度の全面改革をやり抜くということになるのかどうかになります。

あそこに入っている事務は義務的な事務で、おそらくナショナル・ミニマムにかかわる事務ですから、あれを手をかけるということは、地方交付税制度の抜本改革にも連動しますので、そのくらいまでの決心をするかどうかということになると思います。たたき台の項目からだけではちょっと見えにくい。神野委員長がこれで決心するとおっしゃられるならば、非力ですけれども、がんばってもよいと思います。

以上話しましたようなことまで視野に入れておられるかどうか。あるいは困難でも何らかの形でそこに踏み込んでいくという決心をされているかどうか、ちょっと伺っておきたいと思いますが。

宮脇委員

私もちょっと離席しなければいけないものですから、ちょっとご発言をさせていただきたいと思います。

今、大森先生が言われた点につきまして、私はほぼ全面的に賛成でございます。先ほどご紹介がありました「地方分権21世紀ビジョンの懇談会」、総務大臣の懇談会でございますけれども、事務局の方から10年後の姿を描いてというご説明がありましたけれども、その10年後を目指して描くべきものというのは、きのうの議論の中でも現行制度にとらわれずに新たなモデルをつくるというのが基本的な考え方としてある。ですから、現行制度の問題点を単に指摘をするのであれば、それは最終的な結論というのは現行制度を擁護するところに戻ってしまう危険性というのを持っているということだと思いま

す。

同時に、そういうふう新しいモデルをつくと同時に、1つの焦点というのは今後3年間の中で何をトリガーとして行うのか。というのは、新しいモデルをつくるにしても現行制度というのがもう既に動いているわけでありますから、そこでの一定の変革をなし遂げていくときのプロセスというものが必要になってくると。そういう議論をしているわけでありますけれども、その中でやはり地方債の問題等々いろいろとポイントになるところがあると思います。ただ、この委員会においても、こうした懇談会等の中で単に国と地方という関係の中で対立の構図的な議論を進めていくだけでいいのかということだと思えます。

したがって、先ほど来ご議論がありますけれども、やはり新しいモデルをつくっていく中でいい競争をする、あるいは場合によってはお互いに議論をしてそこで何らかの方向性を見ていくということもあってもいいのかもしれないし。そういう進め方につきましてもやはり今日ある程度の方向性というのをお聞かせいただければというふうに思っております。以上です。

神野委員長

あとはいかがでしょうか。会長さんから。

麻生全国知事会会長

いやいや。今ちょっとご質問がありましたけれども、道州制の問題ですね、これは今知事会の内部でも盛んに議論をしておりますして、道州制にいかないといけない、いくということを決めないまでも積極的に検討すべきであるという議論と。一番極端には、さっきの補完性の議論からいいますと、道州制までいったのでは本当の補完性の議論にならないのではないかというような議論とありますけれども。そういう議論はありますけれども、知事会の体制としましては、もうやはり道州制を本気になってしっかり検討しなくてはならないという認識でありますから、この議論におきまして道州制を外すとかいう必要は全くないというふうに考えて議論を進めていただいた方がいいと思います。

神野委員長

ご意見いただいたことについて、私なりの考え方でございますけれども。麻生会長からいただいた宿題はビジョンを描けということでございますので、それは当然のことですけれども、現行制度を崩すということもあるというよりも、当然ですけれども、現行制度を壊して、そして新しいビジョンを描いていくということだと思えますけれども。

その場合に、私たちは改革を進めるときに、いつも現状を部分的にしか否定できないですね。もう全く白地にビジョンをつくり出すということではできませんので、ビジョンを描いてどこまで進めるのかということをや部分的な否定を積みかさねていくしかないだ

ろうというふうに考えております。

それで、道州制とかその他の問題は、今私がいただいている使命からすると、当面6月というか5月いっぱいにはやらなければならない課題と、1年間かかってやるという課題と事実上タイムプレッシャーの中で意思決定をすれば、実質的には分けざるを得ないだろうというふうに考えておりますので、前半でやるいわば歳入の自治に関わる分権の改革ということについては、これも現行制度にとらわれずに考えていただいて構いませんけれども、当面経済財政諮問会議で地方六団体が意思を統一して共同的な行動をとれるときに資するということを念頭に置いてやらざるを得ないだろうと思います。

それから、私も大森先生と一緒に分権推進委員会をやりましたので、それが先ほどおっしゃったような膨大な作業になるということは重々承知しておりますけれども、それも当面6月までは漠然とした方針を描いた上で進めていくしかないかな。その後について道州制とかそれを含めて全体こういうビジョンだと、本来でいけば、逆にビジョンを描いてからここまでだということを示せばいいのですけれども、先ほど最初にあるべき分権社会のビジョンというところをかなりいろいろな意見を伺った上で漠然とした方向でまとめた上で進めたいというふう申し上げたのはそのところで、あるべき分権社会のビジョンというのは、これはもう枠組みを取っ払っていただいてビジョンを書いていただいて構わないのですけれども、ただ、ここでそのビジョンを1つに統一することが時間的な余裕があるかどうか。いろいろなさまざまな考え方をお伺いした上で、とりあえず6月までの問題についてはまとめていくというそういう腹積もりでおります。細かな点はちょっとご説明はあれかもしれませんが、方針はそういう方針で私は考えております。これも皆様方のご意見を伺いながら行きつ戻りつしながら進めていきたいというふうに思いますけれども。

6月までの作業と、1年間全体わたくしが行うべき作業と分けた方がいいかなというふうに思っておりますので、もしもこの点でご了解いただければというふうに思っております。

道州制その他については地方制度調査会その他の議論も出てまいりますので、それを踏まえた上で進めていきたいというふうに考えています。どうぞ。

堺屋委員

よろしいですか。ビジョンをつくるのはね、最初につくらないと、それを道州制というような具体的な名前にするのかがどうかは別として、やはりビジョンが最初になしにつくるとするのはちょっと解せないというか、かえって難しいと思いますね。だから、そのビジョンをどこまで具体化するかというのはおっしゃるとおり時間がかかるかもしれませんが、やはり我々合意できるかどうかはわかりませんが、全体としてのビジ

ョンを描いて、それで6月までの作業はすべきだ。だから、できれば次回はビジョン議論を一度やっていただいて、それでそれが道州制かどうかという具体的な問題は後半にするとしても、それをやはり踏まえて6月までの作業をしないと妙なものになるのではないかなという気がしますね。

榊原委員

私も賛成でございます、皆さんが念頭に恐らく置いておられる地方分権というのは、これは国の形を変えることですよね。すごい形の革命があるということですね。これ膨大な作業です。それが完成するまでに10年、20年恐らくかかるような作業を皆さん念頭に置いておられる。それと当面6月までやるということは、何かやらなくてはいけないということは論理的に整合的ではないですよ。ですから、やはり10年、20年かかってどういう革命をやるのかということを経験的に議論しないと、その上でもちろんあとはプロセスがあるわけですね。プロセスマネジメントしなくてはいけない。現状があるわけですから、現状が動いているわけですから。ですけれども、最初にそのビジョンのところがある程度一致しないと。

で、今聞いている限りでは大体一致していると思います、僕は。ですから、そこを明確にして、それでその次に6月に何をやるのかということのマネジメントをしないと。やはりビジョンというのを明確にしないと現状から出発しますから、現状から出発するということは現行の制度、現行の法律から出発するということですから、これは役人の領域に入るわけですね。私も役人でしたし、堺屋さんも役人でしたからよくわかりますけれども、そこに入ってしまうともうビジョンの話は消えてしまいます。だから、それをやらないということが極めて私は重要なことだと思います。

神野委員長

やらないというふうに申し上げたのではなくて、最初に、一番最初にあるべき分権社会のビジョンと書いてありますので、ここでやりますが。

榊原委員

いや、しかし、やって、なおかつそれを前提にしてその次の議論をやるということです。

神野委員長

はい。だから、そこをどこまで具体的なベースでもって一致するかという話だということをご理解いただければと思います。

かなり具体的なところまで、先ほど言いました、二層制にするか三層制にするかまで決めてしまうとかということまでは無理かなということを経験的に申し上げたということでございます。

ほかに。何か。井上委員、お願いいたします。

井上委員

地方分権の話は地方分権推進委員会から、あるいは、その前から始まっているいろいろな議論がされまして、実現できるところから実現するという形で進んできました。地方分権のビジョンの方向性としてははっきりしてきているのではないかと。その肉づけをどうすべきかということの方が問題だと考えます。地制調では道州制の検討をしていますが、地方への税財源移譲の問題に踏みこんでいません。地方分権推進委員会でも税財源移譲の問題については避けて通ってきました。避ける理由もわからないではありません。今回の神野先生の検討項目を見ますと、税財源の問題、財政の問題について詳しく書いてあって、もちろんビジョンをベースにした話ですが、今まで避けてきた税財源問題が地方から提案できると大変うれしい。

この問題がはっきりしないと地方分権をやるといってもどんな形になるのかというのは多くの人々にはイメージがわいてきません。神野先生の構想は、従来の発表の中にもあります。地方分権時代の税財源問題を具体的にわかりやすくこの検討会で発表できればと、そう期待しております。

以上です。

神野委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。小西先生、どうぞ。

小西委員

私は体も小さいですし、名前も小西ですので余り大きなことは申し上げないでおこうと思います。大胆な改革を構想をしますけれども、大胆な改革を構想するとき、多分、現行のシステム、大きな建物ですけれども、この礎石を1つ外しただけでこの建物がガツと形が変わるということが多分あると思います。大きな建物を変えるのですけれども、この建物の中の一番支柱になっているところはどこかというところのそこをわずかにちょっと変えるだけでいつの間にか建物全体の形が変わるということだと思います。どこをターゲットにすべきかですね。

大きなビジョンだけれども、実は小さな改革で大きく姿が変わるというものではないかと思っています。大きいものを大きく変えようとするビジョンというのは勢いありますけれども、案外大したことないと。もしそこまで言うのであれば、お前何だと聞かれたときに、神野先生書いておられる中で、地方には地方の役割分担があって、そのとき都道府県・市町村は実は違いますよね、都道府県には都道府県の役割分担、市町村には市町

村の役割分担がある中で、それにふさわしい地方税をというふうに書いてありますよね。ここがやはり何としてもポイントで。非常に技術的なことを申し上げますけれども、やはり地方財政計画の作り方がポイントだと思います。ここが一番のポイントですね。

やはり地方がこれだけ負担するから地方財政計画はここまできているという議論をやらなはいといけません。要するに日本の財政は税金の議論が頭にこない。税金の議論がなければ数字合わせの議論になりますよね。ここを地方から変えると。神野先生はそういう、非常に地味に見えるかもわかりませんが、私から見ればかなり大胆に書いてある感じです。ここが支柱その1ですね。

もう1つは、大森先生に言われたことに対して私も勇気を持って言いますが、やはり竹中懇談会との接点をどこに持つかということは非常に大事で、それはやはり破綻法制だと思いますね。破綻法制、地方債制度というのはこれはあの懇談会の、今日の朝日の1面に書いてありましたが、それを読む限りにおいては、ねらっておられるのは私はかなりいい線じゃないかと思います。あそこで言うておられることは。そこでは必ずタックが組めるのではないかと。協調できるのではないかと。思います。

ですから、地方財政計画の作り方と、破綻法制のところのこの2つを変えただけで、とても構造は大きく変わるのではないかと、そういうふうに思いました。

赤崎委員

地方の立場から今日のお話を聞いておまして、いずれにしても6月に骨太方針が出る。何らかの形で将来のビジョンなりあるべき姿なりということも大事ですが、現実の問題としてそこにどういう形で何を反映をしていくかということがこの委員会に課された非常に大きな課題だと私は思っている。

今日は榊原先生なり堺屋先生のお話を聞いて、私は非常に地方に対して愛情と期待と信頼を持って考えておっていただいているという気持ちを通じて非常にうれしい気持ちでございました。しかし、今の制度なり仕組みを前提としない議論ということをやった場合に、一方の受ける方の国はあくまでも今の制度なり仕組みを前提としてやってくるわけですので、現実の問題として我々の提言が、具体的に地方分権なりあるいは地方の財政なり行政なりに生かせる提言になり得るか、そしてどこに接点が求められるだろうかと考え非常に難しい問題だと思います。恐らく麻生会長のお気持ちの中にもそういうことで苦悩が走られたのではなからうかなと思って推測をしました。

わずか1年の間に、しかも前半と後半と2つに分けてやらざるを得ないという現実の状況の中で、どういう形を進めていくのかなということを考えると、そのように仕組みを壊して、あるいは仕組みを前提として考えずにやっていくという形はむづかしいのではないかと、ビジョンというものをつくることも大事ですが、わずか1年でし、

しかも前半、後半分かれてやるということで行くと非常に半端になるかもしれません。今までの地方分権なり三位一体の改革でなし得なかったこと、又数字のつじつま合わせとか、あるいは理論を途中で投げ出すとか、そういうものにならない方法を求めながら今までのやり方を補完をし、理論的な裏付けをする中で現実の問題としてとらえていくといういき方をせざるを得ないのではないのか。

また、それをやらないということは現実の問題として我々が対応すべき責任を果たし得ないのではないのかなと、そういう気持ちでお聞きをしておりました。

神野委員長

どうもありがとうございました。

青山委員

大きなビジョンを書くのはとても大切なことだと思いますし、堺屋先生おっしゃったことは私も非常に思います。地方分権とは一体何だろうかというときに、やはり自分たちで決めて、決めたことを自分たちで責任を持つ自己統治、それだと思います。人に遠くの東京の人に決められて無理無理やらされて、それで責任もとらないということの反対ですね。そういうふうな地方政府がきちんとできるということが基本のキだというふうにまず思います。

それで、もう1つは、その地方政府の仕事は何なのかというときに、やはり今まで戦後ずっと高度成長を経るまでさまざまな社会基盤をつくるのに地方も一緒に協力してきた経過があったと思いますけれども、やはり公共事業ではなくて、つくった施設は維持するために大きく転換するのであって、必要なのは目の前にある人々の暮らし、教育と福祉と治安と環境、これがきちんとできるようにするという事なんじゃないかなと私は思います。

そうすると、当然地方財政計画の財源保障のあり方というのはそれに向けて、急カーブは切れないかもしれませんが、目指すべき目的はそういうふうなところに行くということではないのかなというふうに思います。

というのは、ここ毎日大雪のニュースが出ていますが、38豪雪のときでも56豪雪のときでも同じような雪が降ったと思います。だけれども、同じような雪が降っているにもかかわらず、困難度は相当様相が違うのではないかと。つまり、高齢化しているということ直視をしなければいけないということですね。その人々の暮らしをきちんと最前線の地方政府が守りきれているかというときに、あの毎日出てくる雪のニュースというのが非常に痛切なものがあるような気がします。

38豪雪のときには中国地方だとか北陸にかけて、あの後集落崩壊して随分山村が消えたという歴史も我々は知っていますけれども、そういうとき、人々の暮らしを守れな

いで地方政府は何のためにあるのかということのを常に考えなくてはいけないのではないかなというふうに思います。

同じ人口構造の問題でいけば、実は東京のことでもあります。東京は今まで地方から大量の若者が流入し続けてきたから高齢化がそんなに進まなくて済んだのですけれども、もうかつてのような大量な若者は東京に来ないわけです。大阪にも来ないようになる。そうすると、ものすごいスピードで東京の高齢化が日本で最高のスピードで進んでいくと思います。そのときに東京の人たちの暮らしを東京都あるいは東京23区、あるいは首都圏といってもいいかもしれませんが、そういう人たちが守れるかどうか。それぞれの地域の現実に対して、その矛盾を一番よく知っているのは地方自治体の議員さんであり首長であり、もっといえば住んでいる人がよくわかっていることだと思います。それをどういうふうに支えていくかということをおもんなが懸命になって考えて、必要な税を徴収する権利を持つ。たくさん税を負担するのが嫌だったらそれぞれみんなでお力を出し合えばいいというやり方もありますよね。あらゆるやり方をその人たちが決めて、決めたことを彼らに責任を持ってもらうというそういう自治が私のイメージです。

最後にもう1点だけ言えば、地方交付税制度の問題が非常に大きな問題だと思いますが。やはりこれまでの戦後の地方交付税はいろいろな仕事をやらせるための地方交付税制度だったような気がします。地方財政計画のつくり方というのはそういう歴史があったのだと思います。歴史の要請はそうだったとは思いますが。しかし、これからの地方交付税の制度の私自身のイメージは、同じように努力をしたら同じように報われるための財政調整制度ではないのかなと。イメージでいえば、オリンピック選手になるような非常に足の早い子と、けがをしている小さな子どもがヨーイドンで400メートルのトラックを走っていくというのは余りにも機会の平等とは言えませんかでしょうね。

結果の平等ではなくてもいいから、機会の平等をしっかりと保障できるような財政調整制度はやはりどうしても必要であると思うので、その点で、もう一回次の時代に必要な財政調整制度、財源保障制度はどうするかということを示すことです。財政調整制度というのは国家そのものだと私は思いますけれども、国のつくり方、国の目指している方向というのは一体どっちなのかということとほとんど同じ意味を持つ大きな問題で、ここは今大きな分岐点に来ていると思うので、真剣にここで私自身も勉強したいと思いますし、ぜひ大きな合意をとっていきたいなというふうに思います。

小幡委員長代理

私小委員会の方の委員になっておりますので、今皆さん各委員の先生方おっしゃること受けとめまして、大体私も同じように思っております。

初めに、ビジョンがやはり、少なくとも大まかなビジョンはあった方がよろしいと思

いまして、ほとんどほぼ今お聞きしたところ同じようなところに着地しているのではないかと思います。というのは、まず、住民の方にまず一番身近な地方政府ですね、市町村が信頼に値するところであると、そう思ってもらえるような地方をつくるということだと思います。

国の方が信頼できるというわけではなくて、やはり一番身近なところが信頼できるような政府をつくるためには、そこには責任を持ってもらって、その責任を持つだけではなくて自分で決定できて、そこに当然財源等もあるわけですけども、そういう政府をつくっていかなければいけないというビジョンが多分あって、そのためにはどうするかというのを例えば5月とか6月にとりあえず財源のことで何か言わなければいけないのではないかと、そんな感じで感想として持ちました。

私としては以上でございます。

堺屋委員

ちょっとよろしいですか。地方自治体に対する考え方が昭和10年代に変わるんですね。どう変わるかといいますと、地方自治体は住民サービスのものであると。地域振興は考えるなということになるのですよ。これ歴史の非常な転換点です。だから、全国に1つというようなものは全部東京につくれと。地方にはその地域の住民だけのものをつくれ。だから、多目的ホールはいいけれども、全国に1つの歌舞伎座をつくるというようなことはやめると、ここが一番のポイントです、実は。

だから、意見一致しているとおっしゃいますけれども、随分違うと思います。私はやはり地方はみずから夢を描けるところでないといけないと思いますね。これが第1点。

それから、2番目はビジョンの問題ですが、これは空念仏ではいけないので、この分水嶺みたいなものがありましてね、さっき支柱という言葉を使われましたが。この分水嶺のどっちへ置くかなんですね。例えば90年の税制改正までは非常に所得税の税率が高かった。それを消費税を入れることによって下げました。そのときに地方税を含めて最高税率が85%もあったのを今50%まで下げた。その年はわずかでしたけれども、あのとき分水嶺の最高税率を引き下げる方に置きました。その結果には問題もありますけれども。それがずっと10数年かかって今日の姿。98年の大改革のときに、例えば持ち株会社というのを1つつくった。これで日本の経営ががらっと変わった、あれまで持ち株会社は悪だと言われていた。それを1つ置いただけで今まで約6年、7年たったら今はものすごいこれで買収だ何だと。それがいいか悪いかはまた議論ありますけれどもね。

今必要なのは、現実的という言葉で着手容易性を追求してはいけないのです。やはり目的達成性を追求しなくてはいけない。だから、すぐ現実的というのは着手容易性の話ばかりして、今やるのはこれができるから。だけれども、それは着手は容易だけれども、

出口のないところに入ってしまう。だから、着手が容易なことと、この道行ったらだんだんこうなってくるよということと両方意識してもらいたいと思います。

私はやはり地方は住民サービスが主でありますけれども、同時に地域振興、住民に夢を与える、そういう機能を取り戻すべきだと思っています。

榊原委員

今の議論の延長ですけれども、ビジョンを書いた後で、先ほど小西さんが言われましたけれども、どこを突いたらいいのかということに対してきちっとした明確な我々の合意を得た方がいいと思います。1つは私は間違いなく地財計画だと思います。地財計画をどうするのかという話。それから、もう1つは、税源移譲はある程度達成できましたけれども、地方債の問題だと思います。これが破綻ですよ。破綻の定義という話になるので。恐らくその2つがポイントだと。恐らく竹中懇談会はそこを突いてくると思いますね。

だから、地財計画どうするのかと。そのためには何がネックだと。地方財政法の何条がネックならネックだと言ったらいいと思いますよ。これを変えろということをやったらいいと思う。

ですから、大きなビジョンを達成するためにそれを実現するために何がポイントだということについて我々が合意をして、その部分的な改正でもいいですけれども、どこかでプロセスがありますから、そういうところで突いていかななくてはいけないということで。

私の意見は、先ほど小西さんや宮脇さんと一致しますけれども、地財計画と税源移譲と地方債だと。その問題にどういうふうに食い込んでいくのかということではないかと思いますが。

木村委員

もう多くの委員の方々から出ましたので、私は簡単に申し上げます。私は、今先生がおっしゃったようなことに同意しますけれども、住民生活の面から見ると、国庫補助負担金改革に伴う規制の改革というのは非常に大きなところで、あるべき分権社会のビジョンに照らしても議論としては逃すことができないなというように思っております。

ビジョンのことにつきましても、小幡委員がおっしゃったように、私もかなりの合意はあると思いますので、細かなところは合意できないとしましても、議論の、またいろいろな議論が百出して難しいかもしれませんが、6月いっぱいまで細かなことを議論することによってビジョンのあり方と必ず通じるわけですから、密度の濃い議論を進めていきたいと思っています。以上です。

神野委員長

どうもありがとうございます。どうぞ。

小幡委員長代理

ビジョン、堺屋先生おっしゃいましたように、夢を描ける地方自治体というの、当然そう考えております。すべて必要最小限のことだけみんなやっていて同じようなものがただただやっていたらいいというそういう話ではもちろんないと思ひまして。そういう意味での合意も私は皆さんあるのではないかと考えております。

山下委員

いろいろご議論お聞きしていろいろな意見があるなと非常に興味深く拝聴いたしましたけれども。この委員会そのものを地方六団体でおつくりになった経緯といったことを考えますと、やはりいわゆる1期改革と2期改革というものの流れの中で我々議論を多分するのだろうなと思ひます。そういう点ではいろいろビジョンというものを念頭に置きながら、では、1期改革、2期改革という流れの中で地方分権を現実のものにしていくということのために何をしていくべきなのか、そのところはやはり、6月までというのが1つの、我々はもっと本当は長い時間欲しいところですが、世の中の動きがそういうタイムスケジュールでものごとが動いていくわけですし。その動いていく側の中央政府の人たちの前提にするものごとの判断の前提条件というのはやはり今の制度とそんなに違わない前提でどうもものごとが動いていく可能性が高いんだらうと思ひますから。そこへ向けての議論というのはビジョンというものの後ろ楯に何とかしながらではあります、かなり今までの制度と余りずれていないような話にならざるを得ないかもしれない。そうしないと、地方六団体としてのこれまで三位一体の中でもご苦労されてきて、あるいはもっと前の10年以上前の地方分権のいろいろな推進法からずっと国会の先生方も全部ご苦労されてきた、その流れの中での具体化というものをやはり我々なりに意識をしないではいけないのではないかなという気がまず1ついたします。

それから、分権ということはやはり中央政府と地方政府との間の境目を越える事柄の変革、これが入らないとやはり分権という話にはならないだらうと思ひます。その点では私は、もちろん地財計画とか地方債の問題、いろいろな議論もちろん必要なわけでありまして、地方自治体自身の自己改革の議論も当然必要でございますけれども、やはり今ちょっとお話が出ましたが、国庫補助金とか国庫負担金とか今回ふたを開けて見たら、何だ、補助率の要するにただ少し変えただけの話じゃないのというようなことに結末になってしまっている。ああいったことに対して何も言わないでおくということはこれはないのではないかと私は思ひますので。そういうもともとの10数年前の地方分権推進法の議論のときもそうだったですけれども、やはり国家、中央政府、国家構造というのは

中央政府、地方政府全体の政府部門で仕上がっているわけですから、その国家構造をいかにして先ほど来ご議論のある国民の皆さんが自分の手元に引き寄せて、国民の皆さんが自分の考えでものごとを決めていく、そういう国家統治構造といいますか政府構造にしていくには何をすべきか、このところがやはりビジョンを議論する中で、あるいは具体論を議論する中で我々やはり気をつけて議論をしていかななくてはいけないのではないかと。

そうしないと、6月なら6月までにいろいろおやりになっていこうという方々とえらいずれた話の、余りにも距離のある話をしていると、またどうも言葉は同じようなことを言っているけれども、ふたを開けてみたらどうも違うことを考えているねというようなことになってしまうのではないかなと。これ実際にはこの委員会でやる議論なのか、あるいは六団体の実際のいろいろな行動の中でおやりになることなのかその辺はちょっと、余りごっちゃにして議論しない方がいいのかもしれませんが、ちょっとお聞きしていて懸念をすることでございます。

余りまとまっていな話し方でありましたけれども、そんな気がいたしました。

坪井委員

6月に向けての議論の必要性というのは重々認識はしていますけれども、私1期改革の3年間をずっと記事を書いてくる中で、非常に国と地方の仕事の仕分けという原則を貫かなかつたばかりにもう本当にしょうもないという失礼ですけども、お金の数合わせばかりやっているという印象なので。この会議では思い切り、堺屋さんがおっしゃったような大きなビジョンを描いた上で進めていかなければいけないということ認識するんですが。

第1期改革自体が別に地方から仕掛けた改革ではなかったですよね。あくまで必要に迫られて交付税削っていくからちゃんとやってねと、だったら税源ちょうだいねという理屈でいったわけで。第2期改革を本当に地方側がやるのであれば、地方側から仕掛けるようなビジョンを描かなければ、さっき大森先生がおっしゃったように、役人の人たちはもうやる気がないというのも見え見えですから、のってこれるようなやつをきっちり描けるかどうかというのを考えたときに、6月までにどこまでやるんだらうというのが若干私にはわかりませんが、そこまで大きなものを考えましょうねというふうには思いますね。

木村委員

私も全く同感で、この委員会が2期目のモチベーション、地方団体のモチベーション、ほかのところへの働きかけの理屈というのをここでかなりの程度やるんだという意味では非常に重い、厳しいミッションを持ったものではないかと私も思います。同感です。

神野委員長

わかりました。申しわけありません、私の不手際で予定の時間を過ぎております。それで、一応私が出しました、これは論点のたたき台でございますので、今後の進め方でございますけれども、先ほど私の方で指名させていただきました小委員会をこの本委員会の間に開いていきたいというふうに考えております。小委員会を開いて、次の本委員会に出すような、何を出すかということを経って本委員会で議論をしていただくということになるかと思いますが。

今日いただいた議論でいきますと、私のまとめというようなことにそのまま従うかどうかは別にいたしまして、とりあえずもう一度論点を整理するような形を踏まえながら、ただ先ほど来どこまでやるのかといわれてもときの流れというようなものも、タイムプレッシャーみたいなものもありますので、当面どこまで出すのかというようなことを踏まえ、それから、もう1つ、ここでの議論と、これまでのもう長い間分権にとり組んでまいりましたので、その流れ、それからここでの議論、それから進みつつある議論などを見ながら、次回には小委員会にお諮りしながら、どういう議論の進め方をするのかということを含めて、中間とりまとめというか、5月の初旬ぐらいまでにある一定の結論を出し得るようなという条件の枠の中で、ちょっと厳しいのですが、私の方でまとめたものを小委員会などで議論をしていただきながらこちらの方にお出ししてまた議論を詰めていけばというふうに思っておりますが。

それでよろしいでしょうか。

堺屋委員

皆さんの議論でビジョン会議だけできるだけ早く、1週間とか2週間のうちにおやりになったらどうですかね。そこが決まってないで進むと、どうももとに戻りそうな気がするんですがね。この委員会で。

神野委員長

次回に一応ビジョンということでは遅いと。ビジョンというその意味ですけれどもね、私ども学問をやっている人間にとってはいつも戸惑うところなんです。例えば財政ということ学ぶときに財政とは何かということがわかっていないと、学問の対象がわかっていないと進みようがないはずなんですけれども、それはなかなか詰めていかないと難しいというところもございますので。

堺屋委員

小委員会でお仕事をしていただく前に、この本委員会でビジョン議論をしてはどうかと思うんですけれども。時間的に皆さんの都合がどうかですね。

神野委員長

どうでしょうかね。会長、どういたしましょうか。

麻生全国知事会会長

本委員会でのビジョンの議論と小委員会での議論を平行して実施してはどうですか。

神野委員長

いずれにしても議論は、ちょっと予定が皆さん合うかどうかわかりませんが、
つまり、この委員会で1年間かかってビジョンをまとめなさいとこういうふうに言われ
ているわけですが、とはいえ最初にビジョンがないとというご意見もございませ
るので、ご予定でご無理を言うかもしれませんが、とりあえず一度そういう場を設けな
がら作業は少しさせていただくということで、同時進行させていただくということによ
ろしいですか。

では、そのようにとり計らいさせていただきますので、事務局の方もそのようにご配
慮いただければと思います。

それでは、私の不手際で混乱したことをおわびいたしまして。本日の議題については
ここで打ち上げたいと思いますが。

事務局の方からご連絡事項その他ございましたらお願いしたいと思います。

事務局

次回を含めまして、次回以降の日程につきましては、委員会と小委員会と両方合わせ
ましてできるだけ早期に決定させていただきたいと思いますので、事務局の方からご連
絡をし、調整をさせていただいた上で次回以降の日程につきまして早期にご連絡をさせ
ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

神野委員長

それでは、不手際ございましたことをおわびいたしまして、長時間にわたって活発な
ご議論をいただいたことを感謝申し上げますとともに、次回以降よろしくご協力いた
いただければと思いますので、これにて本日の会議を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

- 以 上 -